

神戸国際港都建設計画道路
1.3.6号大阪湾岸線西伸線

事後調査報告書
(令和4年度)

令和5年8月

国土交通省近畿地方整備局
阪神高速道路株式会社

はじめに

本事後調査報告書は、平成 21 年 3 月に都市計画決定及び環境影響評価書を作成した神戸国際港都建設計画道路 1.3.6 号大阪湾岸線西伸線（神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区駒ヶ林南町）（14.5km）について、平成 28 年 4 月に「大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）」として事業化された区間のうち、14.1km（神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区南駒栄町）について、「神戸市環境影響評価等に関する条例」（平成 9 年 10 月、条例第 29 号）に基づき作成したものです。

目 次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
第 2 章 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容	2-1
2.1 名称.....	2-1
2.2 規模.....	2-1
2.3 目的.....	2-1
2.4 内容.....	2-3
2.4.1 種類.....	2-3
2.4.2 位置.....	2-3
2.4.3 車線の数.....	2-3
2.4.4 設計速度.....	2-3
2.4.5 道路の区分.....	2-3
2.4.6 インターチェンジ等区域の位置.....	2-3
2.4.7 計画交通量.....	2-3
2.4.8 構造の概要.....	2-5
2.4.9 工事計画.....	2-5
2.5 環境に影響を及ぼすおそれのある影響要因と環境要素との関連.....	2-7
2.6 環境保全措置.....	2-8
2.6.1 工事の実施.....	2-8
2.6.2 土地又は工作物の存在及び供用.....	2-10
第 3 章 事後調査の実施内容	3-1
第 4 章 工事の進捗状況	4-1
4.1 工事着手年月日.....	4-1
4.2 進捗状況.....	4-1
4.3 令和 4 年度の工事内容.....	4-1
第 5 章 事後調査結果	5-1
5.1 調査結果の概要.....	5-1
5.2 工事中の調査結果.....	5-2
5.2.1 騒音.....	5-2
5.2.2 振動.....	5-11
5.2.3 廃棄物等.....	5-21

第 6 章 事後調査実施体制	6-1
6.1 事業者	6-1
6.2 調査実施機関	6-1
第 7 章 その他	7-1
7.1 苦情等の処理状況	7-1
7.2 使用文献	7-1

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 国土交通省 近畿地方整備局
代表者の氏名 : 近畿地方整備局長 見坂^{けんざか} 茂範^{しげのり}
主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎

事業者の名称 : 阪神高速道路株式会社
代表者の氏名 : 代表取締役社長 吉田^{よしだ} 光市^{こういち}
主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市北区中之島3丁目2番4号

第2章 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容

2.1 名称

大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）

2.2 規模

延長 14.1km

2.3 目的

大阪湾岸道路は、神戸淡路鳴門自動車道（垂水ジャンクション）から関西国際空港（りんくうジャンクション）までを結ぶ延長約 80km の自動車専用道路です。大阪湾沿岸地域の既存幹線道路の交通負荷を軽減し、沿道環境の改善を図るとともに、大阪湾沿岸諸都市を有機的に連絡して、都市の活力を向上させることを目的に整備が進められています。

本事後調査計画書の対象である大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）（以下、「対象道路」といいます）は、大阪湾岸道路の一部を構成する道路で、神戸市東灘区から神戸市長田区に至る延長 14.5km のバイパス事業のうちの 14.1km の区間です。阪神臨海地域の交通負荷を軽減し、交通渋滞や沿道環境などの交通課題の緩和を図るとともに、国際戦略港湾である阪神港の機能強化による物流の効率化、災害や事故などの緊急時の代替機能確保等を目的としています。

大阪湾岸道路及び対象道路の全体概要を図 2-1 に示します。



図 2-1 大阪湾岸道路及び対象道路の全体概要図

2.4 内容

2.4.1 種類

一般国道（自動車専用道路）の改築

2.4.2 位置

起点：神戸市東灘区向洋町東

終点：神戸市長田区南駒栄町

対象道路の位置を図 2-3 に示します。

2.4.3 車線の数

6車線

2.4.4 設計速度

80km/時

2.4.5 道路の区分

第2種第1級

2.4.6 インターチェンジ等区域の位置

ランプの連絡道路並びに概ねの位置は表 2-1 及び図 2-3 に示すとおりです。

表 2-1 ランプの連絡道路

ランプの名称	連絡道路
六甲アイランド西ランプ（仮称）	六甲アイランド北側臨港道路
ポートアイランド東ランプ（仮称）	ポートアイランド北側臨港道路
ポートアイランド西ランプ（仮称）	ポートアイランド西側臨港道路
駒栄ランプ（仮称）	神戸市道西出高松前池線

2.4.7 計画交通量

「神戸国際港都建設計画道路 1.3.6 号大阪湾岸線西伸線 環境影響評価書」（平成 21 年 3 月、兵庫県）に記載している計画交通量を図 2-2 に示します。

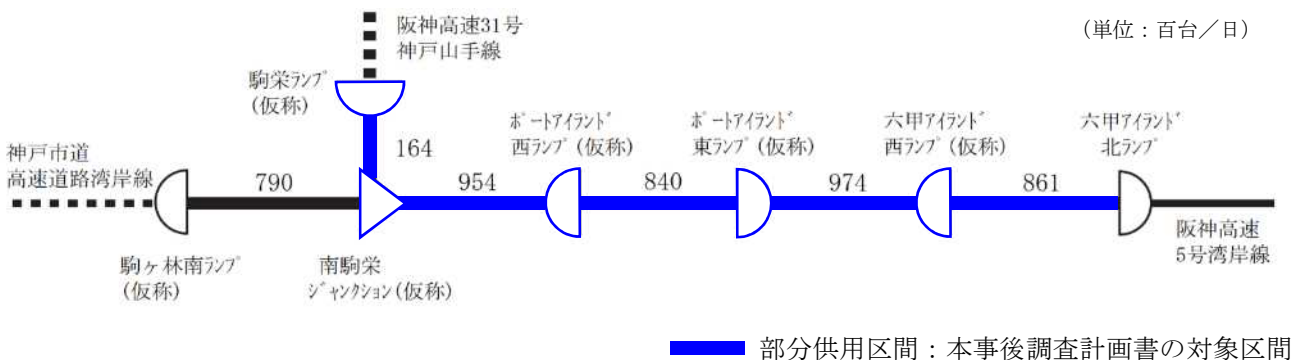
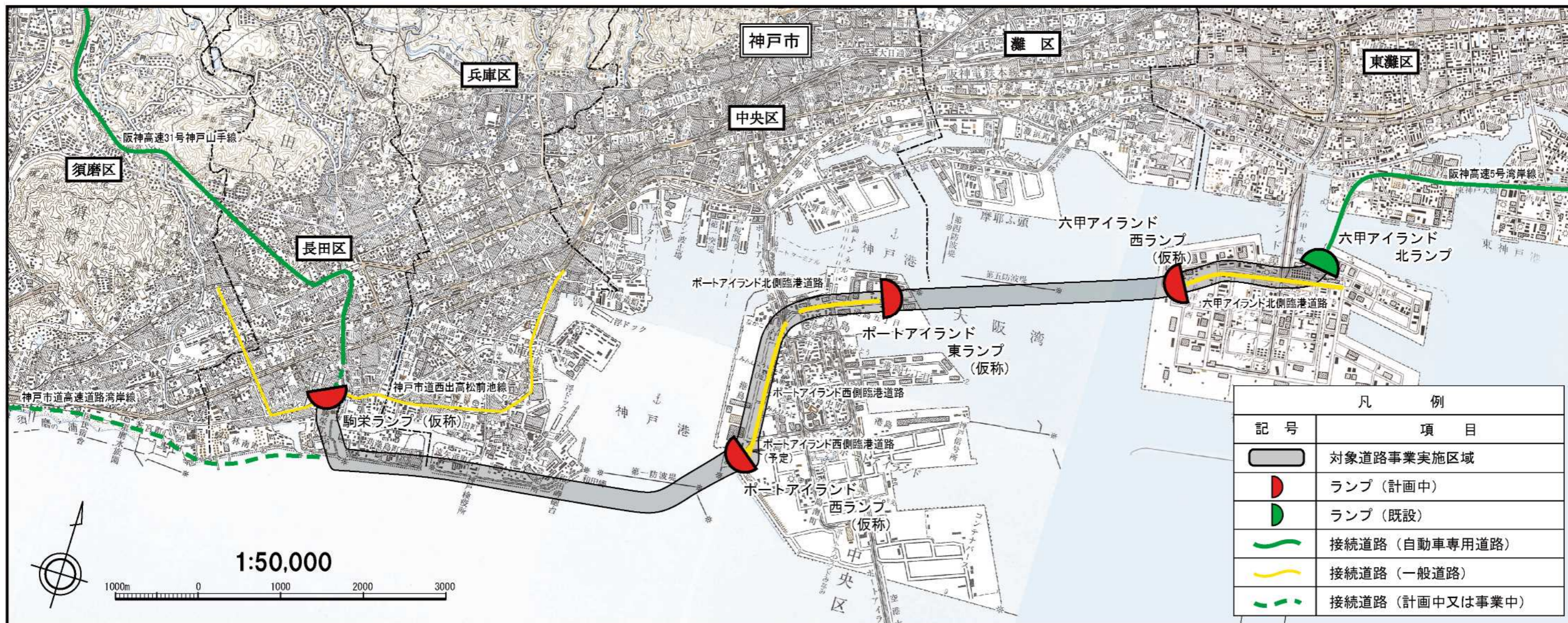


図 2-2 計画交通量（令和 12 年（2030 年））



この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 2-3 対象道路事業のランプ及び連絡道路位置図

2.4.8 構造の概要

1) 道路構造の種類

基本的な道路構造は嵩上式（橋梁・高架）で、一部半地下（掘割構造）などを含みます。標準的な横断構成を図 2-4 に示します。

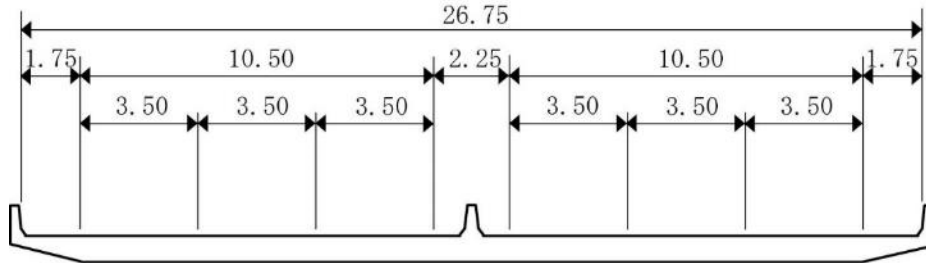


図 2-4 標準断面図

2.4.9 工事計画

1) 工事の概要

本事業の工事は、本線とランプ部に分けられ、橋梁（海上部）、高架（陸上部）、高架（海上部）、土工（盛土）、土工（掘割）の 5 種類から構成されます。主要な工事区分の概要を表 2-2 に示します。

表 2-2 主な工事区分の概要

道路構造の種類		工事区分	主な工種
本線	橋若しくは高架	橋梁 (海上部)	鋼管矢板打設工、掘削工、 頂版・躯体構築工、塔下部架設工、 橋桁架設工、塔上部架設工、 ケーブル・桁架設工、主桁閉合、 舗装工・設備工
		高架 (陸上部)	基礎杭工、土留工、掘削・支保工、 橋脚構築工、橋桁架設工、床版工、 舗装工・設備工
		高架 (海上部)	鋼管矢板打設工、掘削工、 頂版・躯体構築工、鋼製橋脚架設工、 橋桁架設工、舗装工・設備工
	盛土	土工 (盛土)	土留工、掘削・支保工、擁壁構築工、 盛土工、舗装工・設備工
ランプ	橋若しくは高架	高架 (陸上部)	基礎杭工、土留工、掘削・支保工、 橋脚構築工、橋桁架設工、床版工、 舗装工・設備工
	盛土	土工 (盛土)	土留工、掘削・支保工、擁壁構築工、 盛土工、舗装工・設備工
	その他の構造 (掘割)	土工 (掘割)	土留工、掘削・支保工、擁壁構築工、 舗装工・設備工

2) 工種及び作業内容

工事区分毎の工種、主な作業内容及び工事に用いる主な建設機械を表 2-3 に示します。また、作業工程（予定）を表 2-4 に示します。

表 2-3 工事区分毎の工種、主な作業内容及び主な建設機械

工事区分	工 種	主な作業内容	主な建設機械
橋梁 (海上部)	鋼管矢板打設工	鋼管矢板打設工	杭打機
	掘削工	鋼管矢板内部掘削工	バケット、台船
	頂版・躯体構築工	頂版・躯体構築工	コンクリートミキサー船
	塔下部架設工	塔下部架設工	フローティングクレーン
	橋桁架設工	主桁架設工	フローティングクレーン
	塔上部架設工	塔上部架設工	クレーン
	ケーブル・桁架設工	中央径間張り出し架設工	クレーン
	主桁閉合	主桁閉合	クレーン
高架 (陸上部)	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー
	基礎杭工	場所打杭工	鋼管ソイルセメント杭施工機
	土留工	鋼管板工（圧入工）	クレーン、圧入機
	掘削・支保工	掘削工（土砂掘削）、支保工	バックホウ、ダンプトラック
	橋脚構築工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
	橋桁架設工	鋼橋架設工	クレーン、トレーラー
高架 (海上部)	床版工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー
	鋼管矢板打設工	鋼管矢板打設工	杭打機
	掘削工	鋼管矢板内部掘削工	バケット、台船
	頂版・躯体構築工	頂版・躯体構築工	コンクリートミキサー船
	鋼製橋脚架設工	鋼製橋脚架設工	フローティングクレーン
土工 (盛土)	橋桁架設工	主桁架設工	フローティングクレーン
	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー
	土留工	土留工	クレーン、杭打機
	掘削・支保工	掘削工（土砂掘削）、支保工	バックホウ、ダンプトラック
	擁壁構築工	支保工、コンクリート工	コンクリートポンプ車
土工 (掘削)	盛土工	盛土工（路体・路床）	ブルドーザー、ダンプトラック
	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー
	土留工	土留工	クレーン、杭打機
	掘削・支保工	掘削工（土砂掘削）、支保工	バックホウ、ダンプトラック
土工 (掘削)	擁壁構築工	支保工、コンクリート工	コンクリートポンプ車
	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー

表 2-4 作業工程表（予定）

工事場所	工事区分	年度														
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
六甲アイランド島内	橋梁・高架	■														
六甲アイランド～ ポートアイランド	橋梁・高架	精査中														
ポートアイランド島内	橋梁・高架	■														
ポートアイランド～ 和田岬	橋梁・高架	精査中														
和田岬以西	橋梁・高架・土工	精査中														

2.5 環境に影響を及ぼすおそれのある影響要因と環境要素との関連

環境に影響を及ぼすおそれのある影響要因と環境要素の関連は表 2-5 に示すとおりです。

表 2-5 環境に影響を及ぼすおそれのある影響要因と環境要素の関連

影響要因の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	掘削工事の実施	海底の掘削	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行
環境要素の区分										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	○					○
			粉じん等	○	○					
		騒音	騒音	○	○					○
		振動	振動	○	○					○
			低周波音	低周波音					○	
	水環境	水質	水の濁り					○		
		底質	底質					○		
	土壌に係る環境その他の環境	土壌	土壌				○			
		その他の環境要素	日照障害						○	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地					○	○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物				○			

注 1) ○：環境影響評価を実施した項目

2) ここで用いる用語については、以下のとおりとしています。

- ア) 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び建設機械の稼働又は資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粒子状物質をいいます。
- イ) 「重要な種」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいいます。
- ウ) 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいいます。
- エ) 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいいます。
- オ) 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいいます。
- カ) 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいいます。
- キ) 「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいいます。

2.6 環境保全措置

2.6.1 工事の実施

工事の実施に係る影響を低減するための環境保全措置は表 2-6 に示すとおりです。

表 2-6 工事の実施に係る影響を低減するための環境保全措置

環境要素	影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果
二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	排出ガス対策型の建設機械の採用	排出ガス対策型の建設機械を採用することにより、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が抑制されます。
		作業者に対する建設機械の取り扱いの指導	作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が抑制されます。
		建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働	集中稼働を避けることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が抑制されます。
	工事用車両の運行	工事用車両の分散	工事用車両を分散させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が抑制されます。
		作業者に対する工事用車両の運行の指導	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が抑制されます。
粉じん等	建設機械の稼働	工事中の散水	粉じん等の工事施工範囲からの発生が抑制されます。
		作業者に対する建設機械の取り扱いの指導	作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、粉じん等の発生が抑制されます。
		建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働	集中稼働を避けることにより、粉じん等の発生が抑制されます。
		工事施工ヤードへの仮囲いの設置	工事施工ヤードに仮囲いの設置を行うことにより、粉じん等の拡散が抑制されます。
	工事用車両の運行	工事用車両の分散	工事用車両を分散させることにより、粉じん等の発生が抑制されます。
		タイヤ等の洗浄	タイヤ等を洗浄させることにより、粉じん等の発生が抑制されます。
騒音	建設機械の稼働	防音パネルの設置 ^{※2}	騒音の伝搬量の低減効果があります。
		低騒音型建設機械の採用	騒音の発生が抑制されます。
		作業者に対する建設機械の取り扱いの指導	作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音の発生が抑制されます。
		建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働	集中稼働を避けることにより、騒音の発生が抑制されます。
	工事用車両の運行	工事用車両の制限 ^{※3}	施工手順の見直し、工事用車両を分散させることにより、騒音の発生が抑制されます。
		作業者に対する工事用車両の運行の指導	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音の発生が抑制されます。
振動	建設機械の稼働	低振動型建設機械の採用	振動の発生が抑制されます。
		作業者に対する建設機械の取り扱いの指導	作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、振動の発生が抑制されます。
		建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働	集中稼働を避けることにより、振動の発生が抑制されます。
	工事用車両の運行	工事用車両の分散	工事用車両を分散させることにより、振動の発生が抑制されます。
		作業者に対する工事用車両の運行の指導	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、振動の発生が抑制されます。

環境要素	影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果
水の濁り	海底の掘削	工事の集中の回避	近接する橋脚の施工時期の集中を回避することにより、浮遊物質の発生が抑制されます
底質	海底の掘削	—※4	—
土壌	掘削工事の実施	土壌汚染除去措置※5	汚染された土壌を掘削除去又は浄化すること等により、土壌汚染の拡散を回避できます。
		地下水汚染拡散防止措置※5	汚染された地下水を封じ込めること等により、地下水汚染の拡散を低減できます。
動物	海底の掘削	—※6	—
廃棄物等	切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削	工事間利用の促進	事業に伴い発生した建設発生土を他の事業へ工事間利用することにより、建設発生土及び建設汚泥の最終処分量が低減されます。
		再資源化の実施	事業に伴い発生した建設副産物を再資源化することにより、建設副産物の最終処分量が低減されます。

※1 上記表に示す「工事用車両」は「資材及び機械の運搬に用いる車両」を示します。以下同様です。

※2 「防音パネルの設置」は整合を図る基準又は目標を超過すると予測された中央区港島1丁目において実施します。

※3 「工事用車両の制限」は整合を図る基準又は目標及び現況値を超過すると予測された兵庫区小松通5丁目において実施します。

※4 底質については、環境影響評価の結果、海底の掘削により汚染底質に含まれる有害物質が周囲に拡散する可能性がないと予測されたことから環境保全措置を実施しないこととしています。

※5 「土壌汚染除去措置」及び「地下水汚染拡散防止措置」は事後調査の結果土壌汚染が確認された場合に実施します。

※6 動物については、環境影響評価の結果、海底の掘削により重要な底生動物の生息環境の変化は生じない等と予測されたことから環境保全措置を実施しないこととしています。

2.6.2 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に係る影響を低減するための環境保全措置は、表 2-7 に示すとおりです。

表 2-7 土地又は工作物の存在及び供用に係る影響を低減するための環境保全措置

環境要素	影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果
二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	自動車の走 行	—※1	—
騒音	自動車の走 行	遮音壁の設置※2	騒音の伝搬量が抑制されます。
振動	自動車の走 行	高架のジョイント削減	高架のジョイント部を削減することにより、振動の発生が抑制されます。
低周波音	道路の存 在、自動車の走 行	高架のジョイント削減	高架のジョイント部を削減することにより、低周波音の発生が抑制されます。
日照阻害	道路の存在	—※3	—
動物	道路の存在	—※4	—
景観	道路の存在	道路構造物のデザイン検 討※5	道路構造物（橋梁・高架構造物等）のデザインを 周辺環境に配慮しながら検討を行うことにより、 主要な眺望景観への影響が低減されます。
		道路付属物のデザイン検 討※5	道路付属物（照明・遮音壁等）のデザインを周辺 環境に配慮しながら検討を行うことにより、主要 な眺望景観への影響が低減されます。
人と自然と の触れ合い の活動の場	道路の存在	—※6	—

※1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、環境影響評価の結果、自動車の走行により周辺地域へ著しい影響を及ぼすことはないとして予測されたことから環境保全措置を実施しないこととしています。

※2 「遮音壁の設置」は整合を図る基準又は目標を超過するものと予測された東灘区向洋町中1丁目、東灘区向洋町中5丁目、中央区港島1丁目、中央区港島中町5丁目において実施します。

※3 日照阻害については、環境影響評価の結果、道路の存在により保全対象に新たに生じる日影時間は1時間未満となると予測されたことから環境保全措置を実施しないこととしています。

※4 動物については、環境影響評価の結果、道路の存在により重要な鳥類の生息環境の変化は生じないと予測されたことから環境保全措置を実施しないこととしています。

※5 「道路構造物のデザイン検討」及び「道路付属物のデザイン検討」は、主要な眺望景観の変化があると予測されたポートアイランドから兵庫区和田崎町間において実施します。

※6 人と自然との触れ合いの活動の場については、環境影響評価の結果、道路の存在により主要な触れ合い活動の場は改変されない等と予測されたことから環境保全措置を実施しないこととしています。

第3章 事後調査の実施内容

工事前及び工事中の事後調査計画の概要は表 3-1 及び表 3-2 に示すとおりです。

工事前の事後調査について、令和4年度には、掘削工事の実施に係る土壌の事後調査場所において、土地の改変を伴う工事を実施しないことから、掘削工事の実施に係る土壌の事後調査は行いませんでした。

工事中の事後調査について、令和4年度には、六甲アイランド島内において、昨年度に引き続き下部工の工事が実施されたことから、騒音・振動・廃棄物の事後調査を行いました。

表 3-1 工事前の事後調査計画の概要

環境要素	影響要因	環境調査		施設調査
		調査項目	調査時期	
土壌	掘削工事の実施	土壌調査又は地下水調査	掘削工事の実施前 1回 (土地の改変前)	・環境保全措置の実施状況

表 3-2 工事中の事後調査計画の概要

環境要素	影響要因	環境調査		施設調査	
		調査項目	調査時期		
大気質	二酸化窒素浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度 風向・風速	工事最盛期 1回 ^{※1} (24時間×7日間×4季)	・建設機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
		工事用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度 風向・風速	工事最盛期 1回 ^{※1} (24時間×7日間×4季)	・工事用車両の運行状況 ・環境保全措置の実施状況
	粉じん等	建設機械の稼働	降下ばいじん量	工事最盛期 1回 ^{※1} (24時間×1ヶ月×4季)	・建設機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
		工事用車両の運行	降下ばいじん量	工事最盛期 1回 ^{※1} (24時間×1ヶ月×4季)	・工事用車両の運行状況 ・環境保全措置の実施状況
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル (L _A 、L _{A5} 、L _{A.Fmax} 又は L _{A.Fmax.5})	著しい騒音を発生する建設作業の実施時期 1回/年 (建設機械の稼働時間帯)	・建設機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況	
	工事用車両の運行	等価騒音レベル (L _{Aeq})	工事用車両の運行に係る騒音の影響のおそれが考えられる時期 1回/年 (6-22時)	・工事用車両の運行状況 ・環境保全措置の実施状況	
振動	建設機械の稼働	振動レベル (L ^{※2} 、L ₁₀ 又は L _{MAX})	著しい振動を発生する建設作業の実施時期 1回/年 (建設機械の稼働時間帯)	・建設機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況	
	工事用車両の運行	振動レベル (L ₁₀)	工事用車両の運行に係る振動の影響のおそれが考えられる時期 1回/年 (8-19時)	・工事用車両の運行状況 ・環境保全措置の実施状況	
水質	海底の掘削	水の濁り (SS)	工事最盛期 1回 (1日)	・海底の掘削の実施状況 ・環境保全措置の実施状況	
動物 (底生動物)	海底の掘削	重要な底生動物の生息地・生息環境の状況	当該区間の下部工工事完了後 1回 (春季及び秋季)	・海底の掘削の実施状況	
廃棄物等	切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削	—	—	・建設副産物の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量 ・環境保全措置の実施状況	

※1 工事最盛期とは、建設機械の稼働による影響が最も大きくなる時期とします。

※2 振動レベル (L) とは、振動規制法施行規則別表第一の備考4の一に示す測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合におけるその指示値を示します。以下同様です。

備考1) 大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) については、環境影響評価の結果、予測結果が環境基準又は参考値を超過しないこと、近年のバックグラウンド濃度が環境影響評価時と比べ低下傾向にあること等から、建設機械の稼働又は工事用車両の運行に伴い大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) が環境基準又は参考値を超過する可能性は小さいと考えられること等を踏まえ、調査は1回 (4季) とします。

備考2) は令和4年度に実施した事後調査を示します。

第4章 工事の進捗状況

4.1 工事着手年月日

平成 31 年 1 月 7 日

4.2 進捗状況

作業工程表（予定）及び進捗状況を表 4-1 に示します。

六甲アイランド島内では平成 30 年度より工事着手し、橋梁工事を実施しています。

その他の区間においては、調査・設計を進めているところであり、工事工程については精査中です。

表 4-1 作業工程表（予定）

工事場所	工事区分	年度															
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
六甲アイランド島内	橋梁・高架	[進捗状況: R1-R5に赤線あり]															
六甲アイランド～ ポートアイランド	橋梁・高架	精査中															
ポートアイランド島内	橋梁・高架	[進捗状況: R2-R3に赤線あり] 精査中															
ポートアイランド～ 和田岬	橋梁・高架	精査中															
和田岬以西	橋梁・高架・土工	精査中															

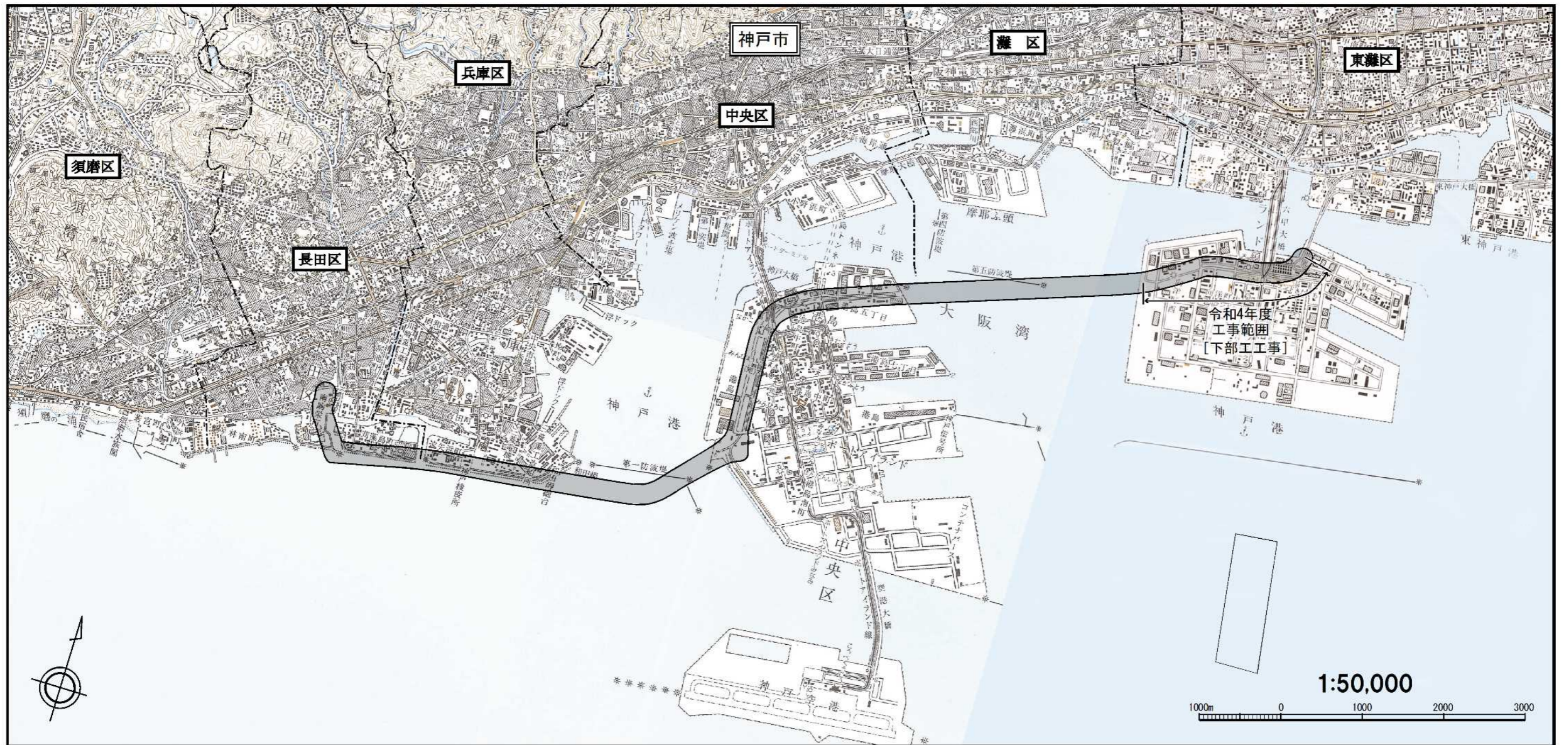
— 令和4年度末時点実施済

4.3 令和4年度の工事内容

令和4年度の工事内容と工事範囲は表 4-2 及び図 4-1 に示すとおりです。

表 4-2 令和4年度の工事内容

工事場所	区分	工事内容
六甲アイランド島内	陸上部	下部工工事（基礎工、橋脚工、仮設工）
六甲アイランド～ポートアイランド	海上部	—
ポートアイランド島内	陸上部	—
ポートアイランド～和田岬	海上部	—
和田岬以西	陸上部	—



この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 4-1 令和4年度の工事範囲

第5章 事後調査結果

5.1 調査結果の概要

令和4年度における調査結果の概要を表5-1に示します。

いずれの項目も、環境調査の結果、整合を図る基準又は目標等に示された値以下となりました(表5-2)。また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

表 5-1 令和4年度における調査結果の概要

環境要素	影響要因	環境調査		施設調査	詳細掲載頁
		調査項目	整合を図る基準又は目標等との整合状況		
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル (L_A 、 L_{A5} 、 $L_{A, Fmax}$ 又は $L_{A, Fmax, 5}$)	○	適切に環境保全措置を講じている	5-2
	工事用車両の運行	等価騒音レベル (L_{Aeq})	○	適切に環境保全措置を講じている	5-7
振動	建設機械の稼働	振動レベル (L 、 L_{10} 又は L_{MAX})	○	適切に環境保全措置を講じている	5-11
	工事用車両の運行	振動レベル (L_{10})	○	適切に環境保全措置を講じている	5-16

表 5-2 環境調査結果の概要

環境要素	影響要因	調査項目	環境調査結果	整合を図る基準又は目標等
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル (L_A 、 L_{A5} 、 $L_{A, Fmax}$ 又は $L_{A, Fmax, 5}$)	L_{A5} : 83dB	85dB
	工事用車両の運行	等価騒音レベル (L_{Aeq})	L_{Aeq} : 昼間 57dB	昼間 65dB
振動	建設機械の稼働	振動レベル (L 、 L_{10} 又は L_{MAX})	L_{10} : 51dB	75dB
	工事用車両の運行	振動レベル (L_{10})	L_{10} : 昼間 35dB 夜間 28dB	昼間 65dB 夜間 60dB

備考1) 工事用車両の運行に係る騒音の「昼間」の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間(6時～22時)を示します。

備考2) 工事用車両の運行に係る振動の時間区分は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年神戸市告示第257号)に示された昼間(8時～19時)、夜間(19時～8時)を示します。

5.2 工事中の調査結果

5.2.1 騒音

1) 建設機械の稼働に係る騒音

(1) 環境調査

① 調査項目

騒音レベル (L_A 、 L_{A5} 、 $L_{A, Fmax}$ 又は $L_{A, Fmax, 5}$)

② 調査方法

調査項目	騒音レベル (L_A 、 L_{A5} 、 $L_{A, Fmax}$ 又は $L_{A, Fmax, 5}$)
調査時期	令和4年9月30日(金) 7:00-18:00
調査場所	環境影響評価書における予測地点周辺(地上1.2m)(図5-1、図5-2) ・東灘区向洋町中5丁目地先(工事の敷地境界)
調査方法	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年、厚生省・建設省告示第1号)に規定された騒音の測定方法

③ 調査結果

調査の結果、工事の敷地境界の地上1.2mにおける L_{A5} は83dBで、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準である85dB以下となっています。

なお、環境影響評価書における予測地点及び最寄の保全対象の敷地境界は、工事の敷地境界からさらに70m以上離れることから、環境影響評価書における予測地点及び最寄の保全対象の敷地境界の地上1.2mにおける建設作業騒音に係る L_{A5} はさらに小さいと推定されます。また、建設作業は地表付近で行われていることから、環境影響評価書における予測地点及び最寄の保全対象の敷地境界の中高層階における建設作業騒音に係る L_{A5} はさらに小さいと推定されます。

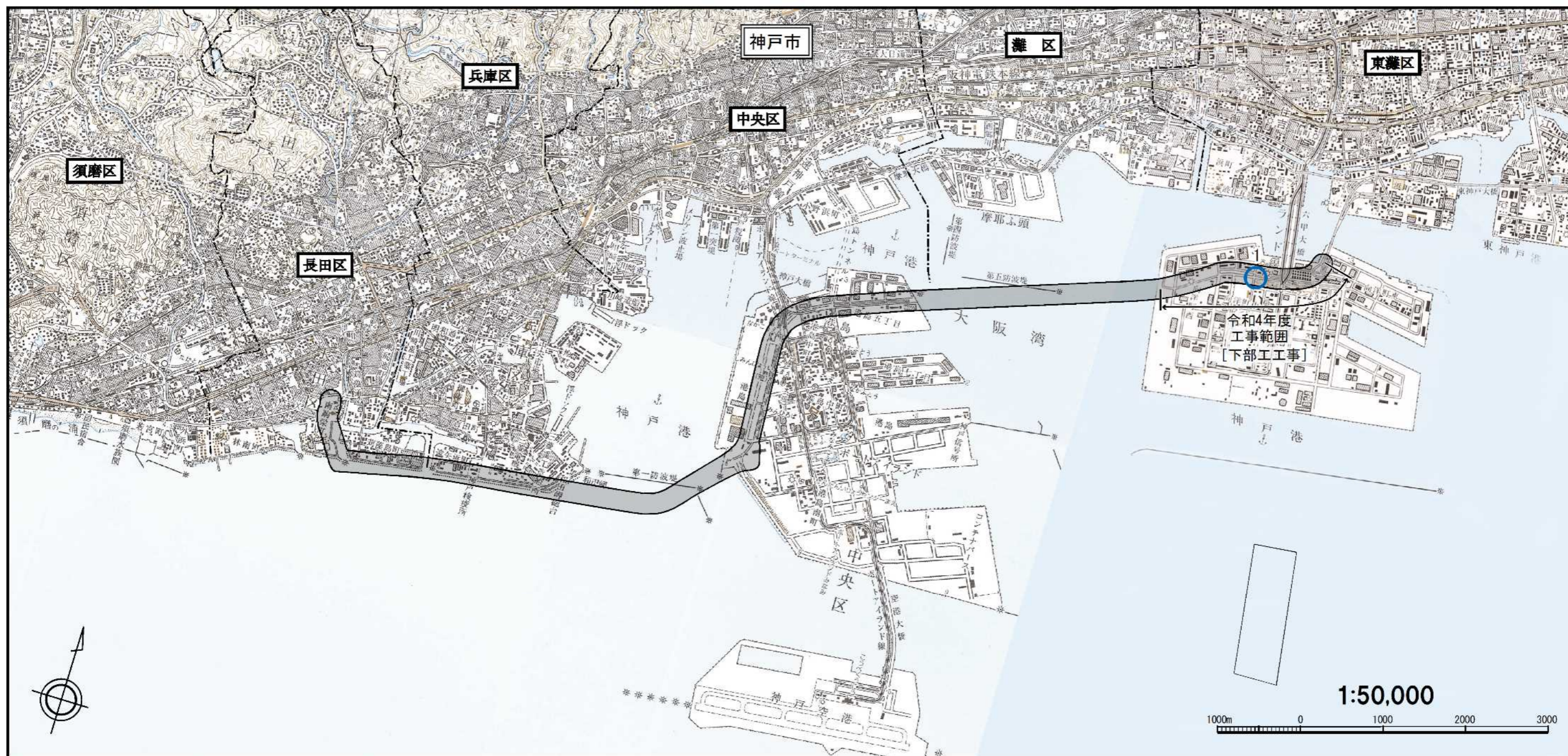
表 5-3 騒音レベルの調査結果

調査地点	調査結果 (L_{A5})	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準
東灘区向洋町中5丁目地先 (工事の敷地境界)	83dB	85dB

備考1) 調査結果は、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動することから測定値の L_{A5} を示します。

備考2) 調査結果は、調査時間帯における1時間毎の L_{A5} の最大値を示します。

備考3) 調査結果の集計にあたっては、臨港道路の走行車両通過時の騒音を除外しました。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
○	1	東灘区向洋町中5丁目地先

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-1 建設機械の稼働に係る騒音の環境調査位置図

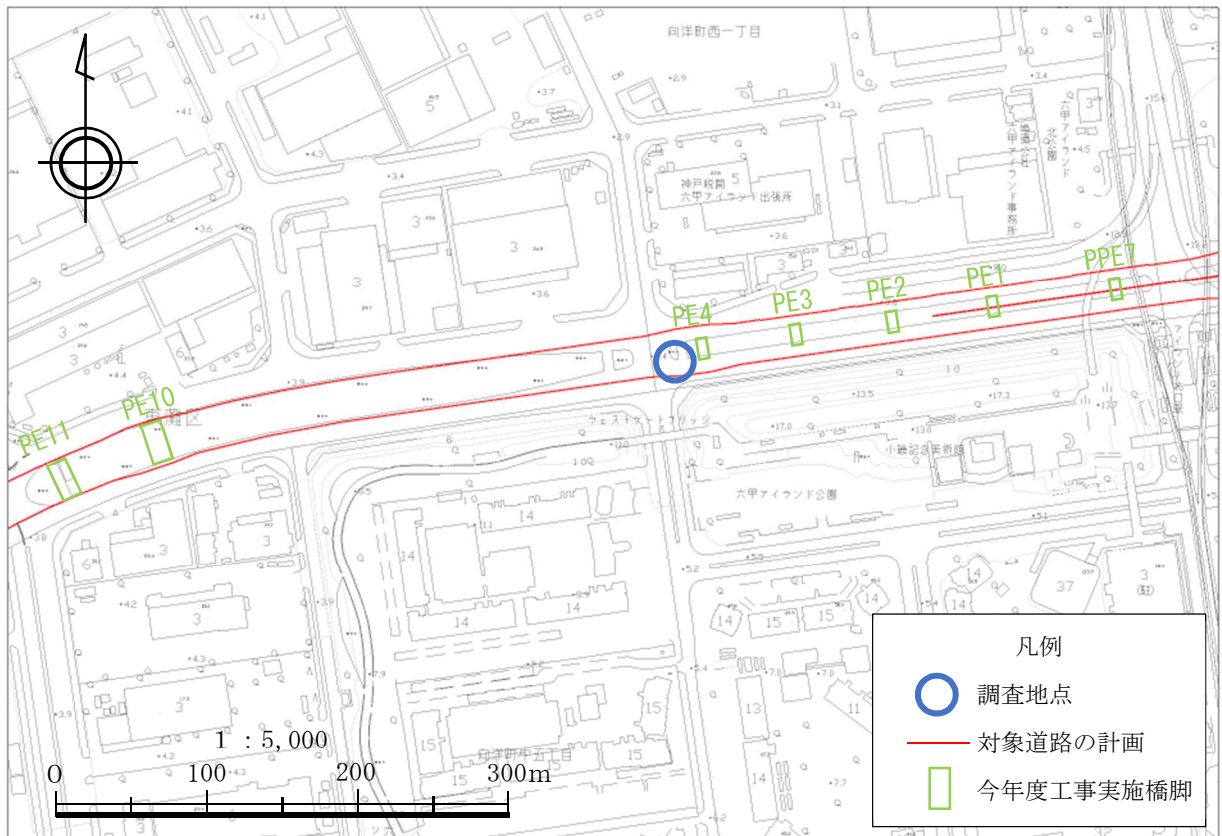


図 5-2 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

(2) 施設調査

① 調査項目

建設機械の稼働状況及び環境保全措置の実施状況

② 調査方法

調査項目	建設機械の稼働状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（低騒音型建設機械の採用、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

③ 調査結果

a) 建設機械の稼働状況

保全対象の敷地境界から 70m 以上離隔のある工事敷地内において主に RC 橋脚工を行いました。

建設機械の稼働状況を図 5-3 に示します。使用した主な建設機械は、コンクリートポンプ車（8～10t 級）3 台、発電機（2.7～45KVA）9 台、バイブレーター（40～50φ）12 台等です。



図 5-3 建設機械の稼働状況

b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たって、国土交通省の低騒音型建設機械指定制度の対象となっている機種については低騒音型を使用しています（図 5-4）。また、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施しています。



図 5-4 環境保全措置実施状況（低騒音型の使用）

(3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、工事の敷地境界の地上 1.2m における L_{A5} は 83dB で、建設機械の稼働に係る騒音レベルは整合を図る基準又は目標である 85dB 以下となっています。

整合を図る基準または目標は表 5-4 に示すとおりです。

表 5-4 整合を図る基準または目標

調査項目	整合を図る基準又は目標	基準
騒音レベル (L_A 、 L_{A5} 、 $L_{A, Fmax}$ 又は $L_{A, Fmax, 5}$)	「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

2) 工事用車両の運行に係る騒音

(1) 環境調査

① 調査項目

等価騒音レベル (L_{Aeq})

② 調査方法

調査項目	等価騒音レベル (L_{Aeq})
調査時期	令和4年12月13日(木) 6:00~22:00
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺(地上1.2m)(図5-5、図5-6) ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に規定された騒音の測定方法

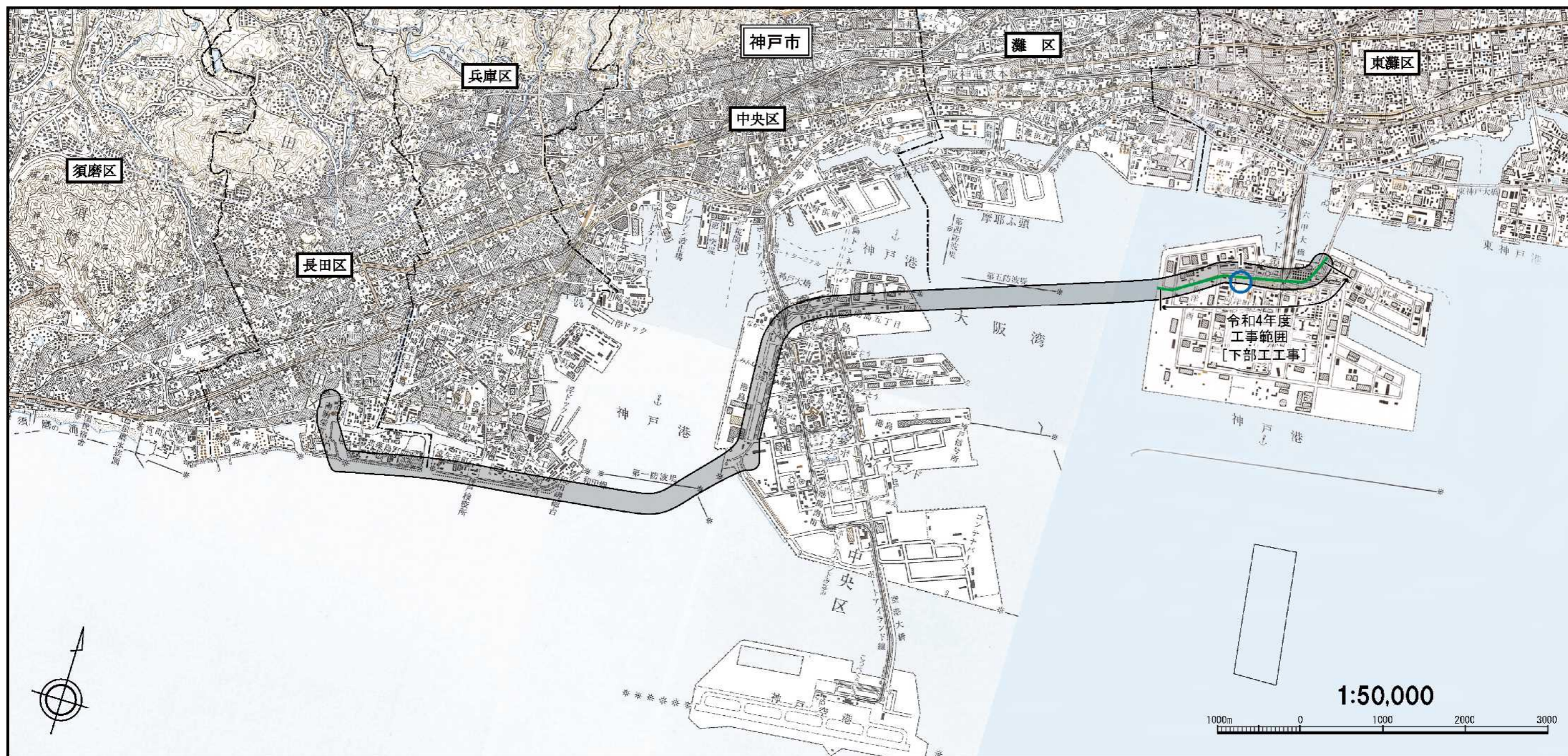
③ 調査結果

調査の結果、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は昼間 57dB で、調査地点における騒音に係る環境基準 65dB 以下となっています。

表 5-5 騒音レベルの調査結果

調査地点	区分	調査結果 (L_{Aeq})	騒音に係る環境基準
東灘区向洋町中5丁目	昼間	57dB	65dB

注) 表中の「昼間」の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間(6時~22時)を示します。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
○	1	東灘区向洋町中5丁目地先
—		工事用車両運行ルート

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-5 工事用車両の運行に係る騒音の環境調査位置図

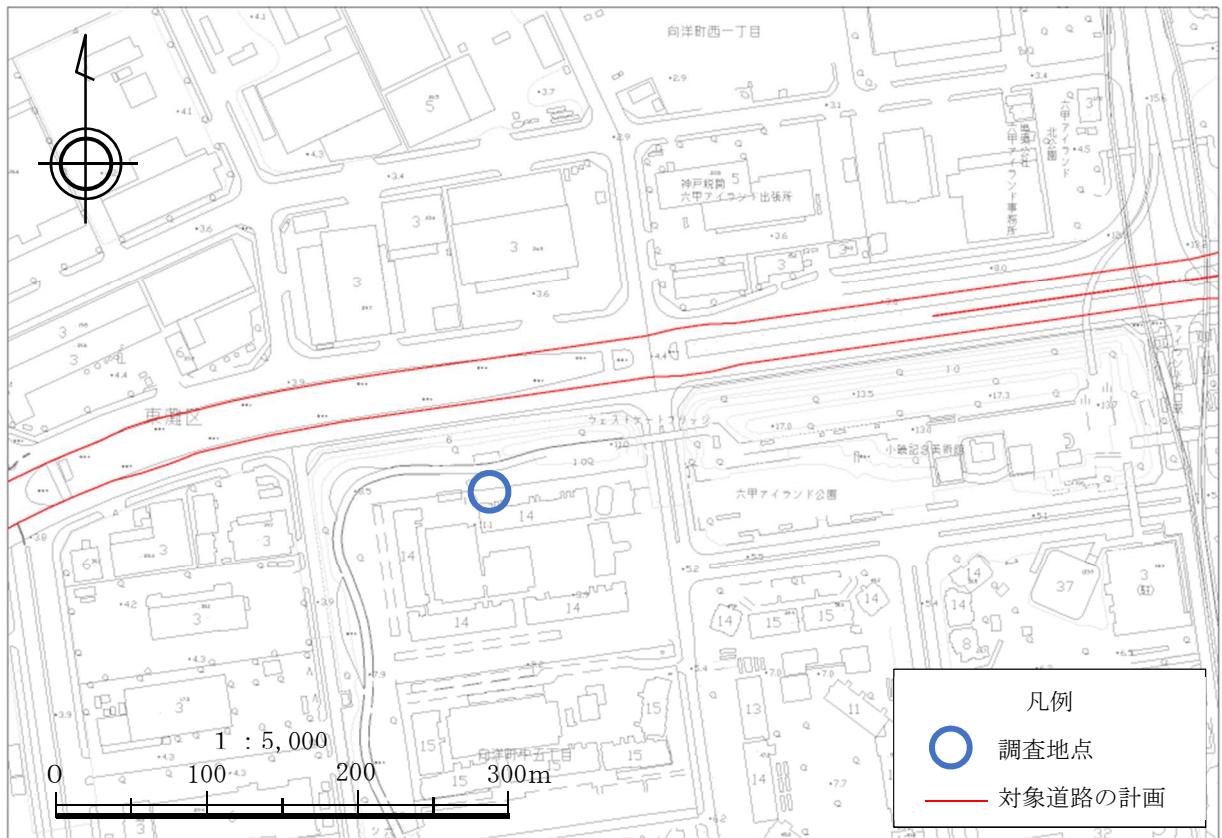


図 5-6 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

(2) 施設調査

① 調査項目

工事用車両の運行状況及び環境保全措置の実施状況

② 調査方法

調査項目	工事用車両の運行状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（作業者に対する工事用車両の運行の指導）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

③ 調査結果

a) 工事用車両の運行状況

工事用車両の運行台数は約 470 台/日でした。

b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、作業者に対する工事用車両の運行の指導を実施しています。また、一日の工事用車両台数が多数となるコンクリート打設日が各施工区間で同日にならないよう配慮し、工事用車両の分散を図っています。

(3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は 57dB で、調査地点における騒音に係る環境基準 65dB 以下となっています。

整合を図る基準または目標は表 5-6 に示すとおりです。

表 5-6 整合を図る基準または目標

調査項目	整合を図る基準又は目標	基準		
		地域の区分	時間区分	基準値
等価騒音レベル (L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境省告示第 64 号)による幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値	幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	70dB 以下
	「騒音に係る環境基準について」による道路に面する地域の基準値	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域の基準値	昼間	65dB 以下

注1) B 地域とは、主として住居の用に供される地域です。

2) C 地域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域です。

3) 表中の「昼間」の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間（6 時～22 時）を示します。

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

5.2.2 振動

1) 建設機械の稼働に係る振動

(1) 環境調査

① 調査項目

振動レベル (L、L₁₀ 又は L_{max})

② 調査方法

調査項目	振動レベル (L、L ₁₀ 又は L _{max})
調査時期	令和4年11月10日(木) 8:00-16:00
調査場所	環境影響評価書における予測地点周辺 (図 5-7、図 5-8) ・東灘区向洋町中5丁目地先 (工事の敷地境界)
調査方法	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)に規定された振動の測定方法 (JISZ8735)

③ 調査結果

調査の結果、工事の敷地境界における L₁₀ は 51dB で、特定建設作業の規制に関する基準である 75dB 以下となっています。

なお、環境影響評価書における予測地点及び最寄の保全対象の敷地境界は、工事の敷地境界からさらに 70m 以上離れることから、環境影響評価書における予測地点及び最寄の保全対象の敷地境界における建設作業振動に係る L₁₀ はさらに小さいと推定されます。

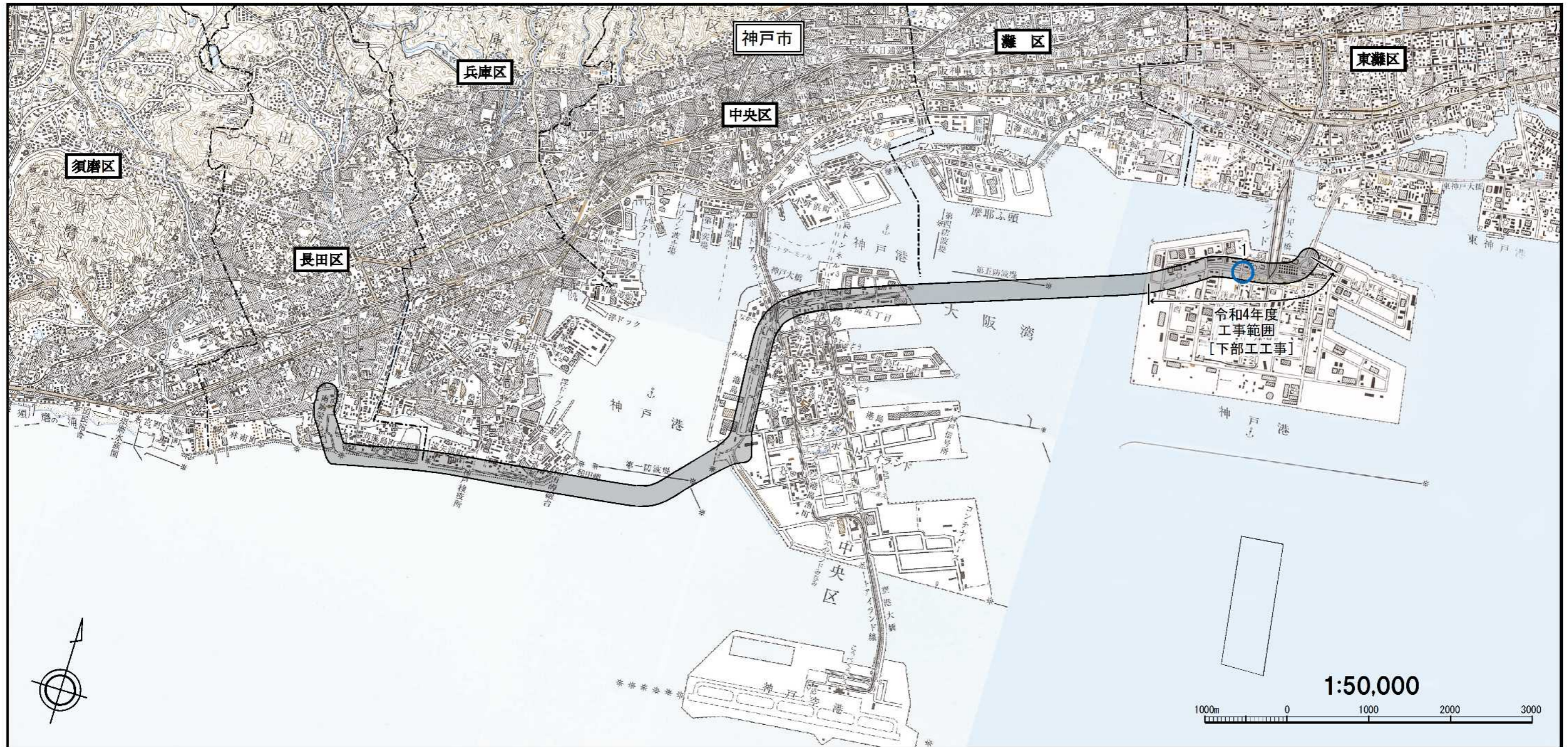
表 5-7 振動レベルの調査結果

調査地点	調査結果(L ₁₀)	特定建設作業の規制に関する基準
工事の敷地境界 (東灘区向洋町中5丁目地先)	51dB	75dB

備考1) 調査結果は、振動計の指示値が不規則かつ大幅に変動することから測定値の L₁₀ を示します。

備考2) 調査結果は、調査時間帯における1時間毎の L₁₀ の最大値を示します。

備考3) 調査結果の集計にあたっては、臨港道路の走行車両通過時の振動を除外しました。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
○	1	東灘区向洋町中5丁目地先

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-7 建設機械の稼働に係る振動の環境調査位置図

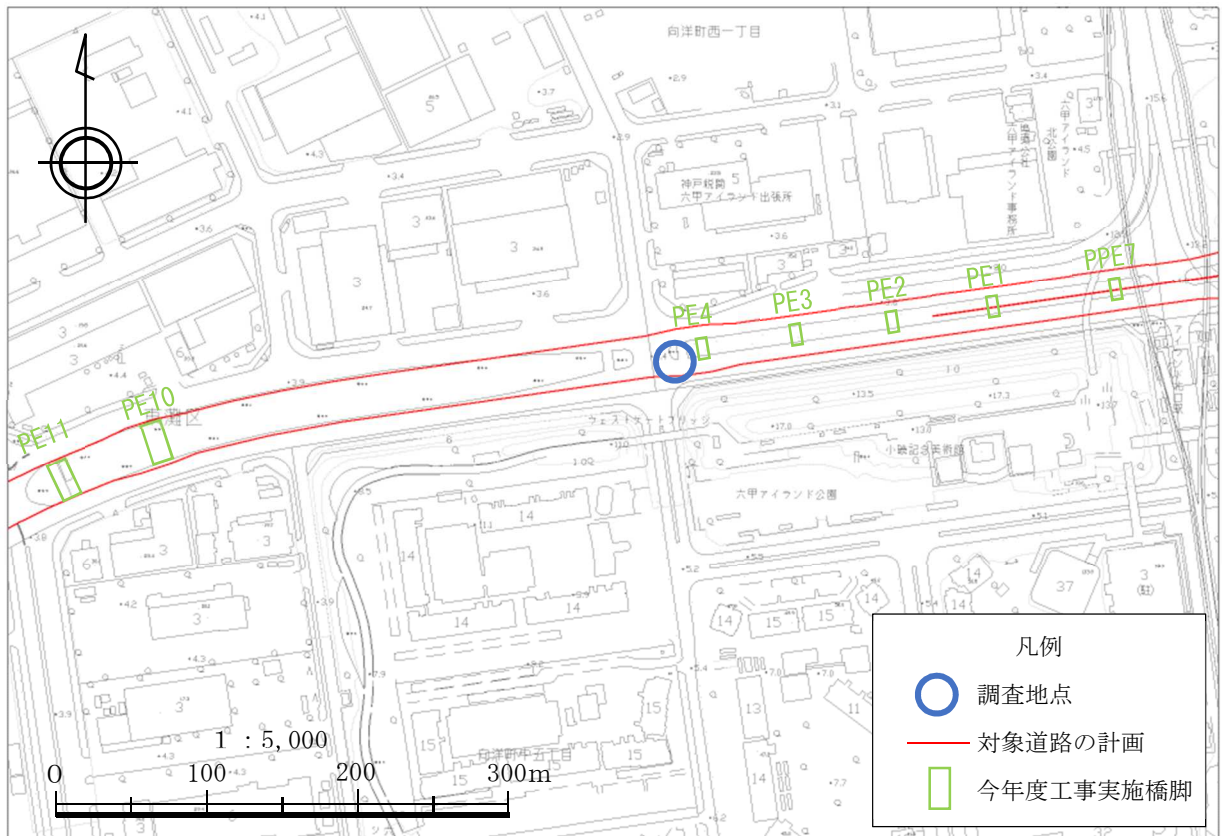


図 5-8 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

(2) 施設調査

① 調査項目

建設機械の稼働状況及び環境保全措置の実施状況

② 調査方法

調査項目	建設機械の稼働状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（低振動型建設機械の採用、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

③ 調査結果

a) 建設機械の稼働状況

保全対象の敷地境界から 70m 以上離隔のある工事敷地内において主に掘削工を行いました。
建設機械の稼働状況を図 5-9 に示します。

使用した主な建設機械はバックホウ（0.1～0.5 m³級）3 台、振動ローラー（0.6～2.6t 級）2 台です。



図 5-9 建設機械の稼働状況

b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、低振動型の工法を採用している他、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施しています。

(3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、工事の敷地境界における L_{10} は 51dB で、建設機械の稼働に係る振動レベルは整合を図る基準又は目標である 75dB 以下となっています。

整合を図る基準または目標は表 5-8 に示すとおりです。

表 5-8 整合を図る基準または目標

調査項目	整合を図る基準又は目標	基準
振動レベル (L 、 L_{10} 又は L_{max})	「振動規制法施行規則」による特定建設作業の規制に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

2) 工事用車両の運行に係る振動

(1) 環境調査

① 調査項目

振動レベル (L_{10})

② 調査方法

調査項目	振動レベル (L_{10})
調査時期	令和4年12月13日(木) 6:00~22:00
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺(地上1.2m)(図5-10、図5-11) ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)に規定された振動の測定方法(JISZ8735)

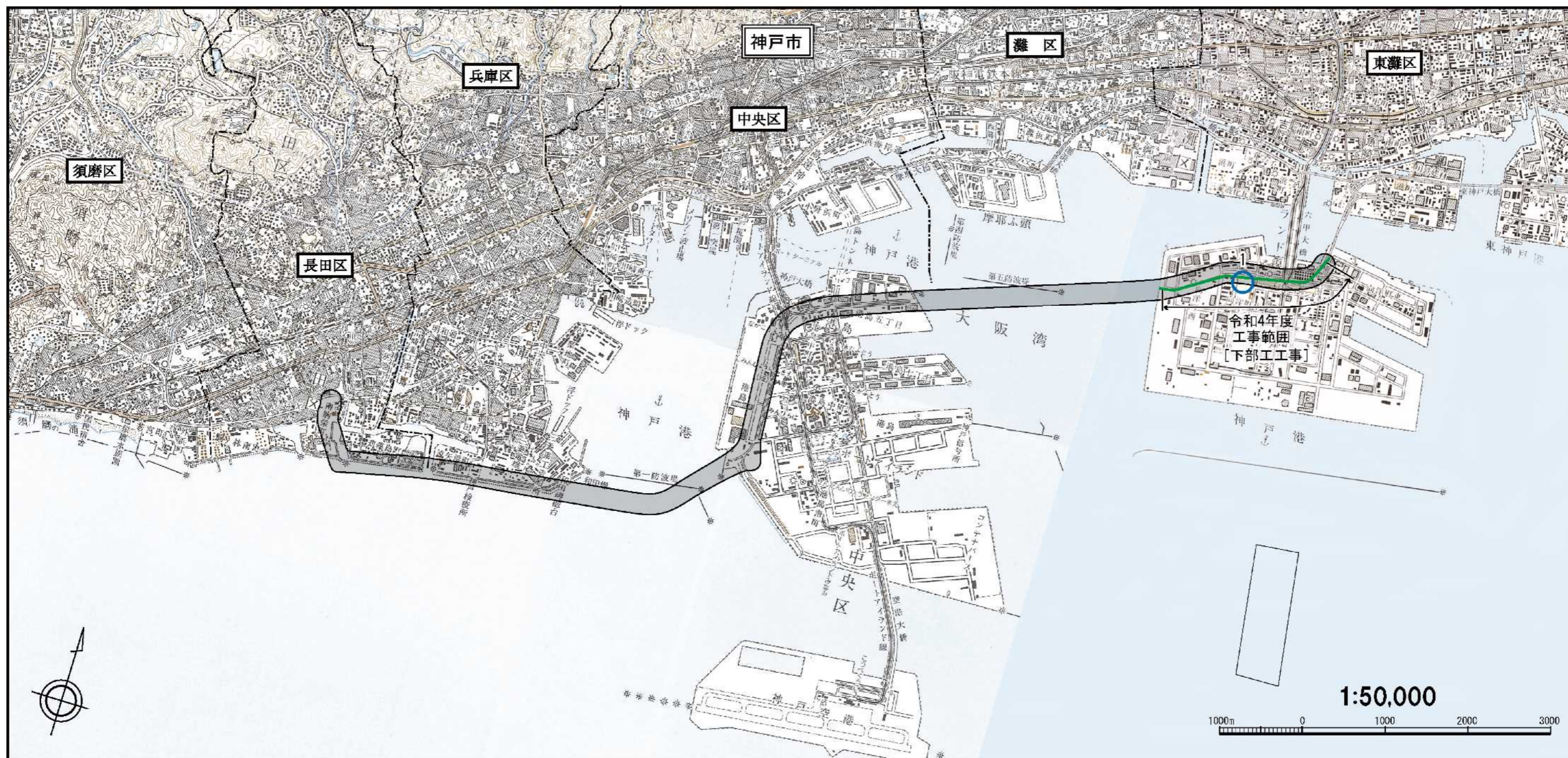
③ 調査結果

調査の結果、振動レベル (L_{10}) は昼間 35dB、夜間 28dB で、調査地点における振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度である昼間 65dB、夜間 60dB 以下となっています。

表 5-9 振動レベルの調査結果

調査地点	区分	調査結果 (L_{10})	振動規制法施行規則に基づく 道路交通振動の限度(第2種区域)
東灘区向洋町中5丁目	昼間	35dB	65dB
	夜間	28dB	60dB

備考1) 表中の時間区分は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年神戸市告示第257号)に示された昼間(8時~19時)、夜間(19時~8時)を示します。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
○	1	東灘区向洋町中5丁目地先
—		工事用車両運行ルート

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-10 工事用車両の運行に係る振動の環境調査位置図

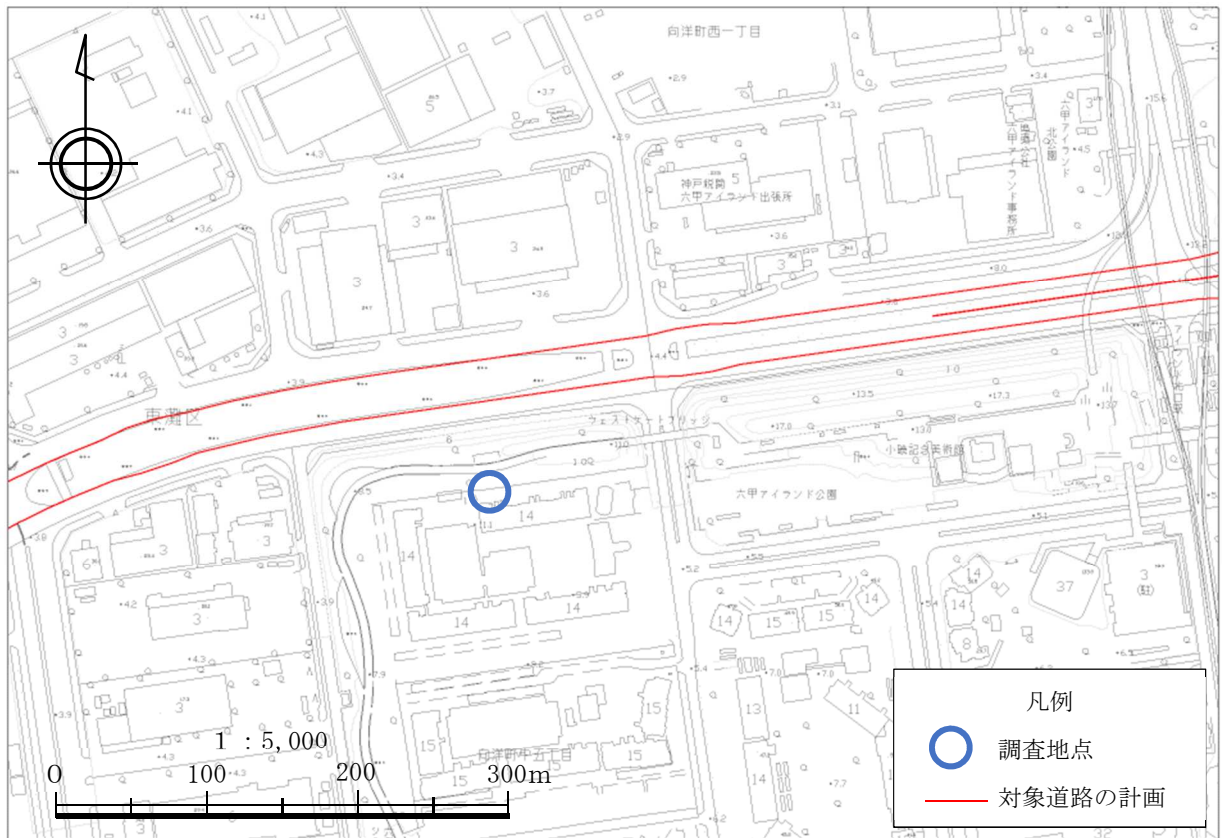


図 5-11 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

(2) 施設調査

① 調査項目

工事用車両の運行状況及び環境保全措置の実施状況

② 調査方法

調査項目	工事用車両の運行状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（工事用車両の分散、作業者に対する工事用車両の運行の指導）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

③ 調査結果

a) 工事用車両の運行状況

工事用車両の運行台数は「ページ 5-10 ③ 調査結果」に示す通りです。

b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たって、作業者に対する工事用車両の運行の指導を実施しています。また、一日の工事用車両台数が多数となるコンクリート打設日が各施工区間で同日にならないよう配慮し、工事用車両の分散を図っています。

(3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、振動レベル（L₁₀）は昼間 35dB、夜間 28dB で、調査地点における振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度である昼間 65dB、夜間 60dB 以下となっています。

整合を図る基準または目標は表 5-10 に示すとおりです。

表 5-10 整合を図る基準または目標

調査項目	整合を図る基準又は目標	基準		
		地域の区分	時間区分	基準値
振動レベル (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) 第十二条に基づく道路交通振動の限度	第 1 種区域	昼間	65dB 以下
			夜間	60dB 以下
		第 2 種区域	昼間	70dB 以下
			夜間	65dB 以下

注1) 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、静穏の保持を必要とする区域及び住居のように供されているため、静穏の保持を必要とする区域です。

2) 第2種区域とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域です。

3) 表中の時間区分は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年神戸市告示第257号) に示された昼間 (8時～19時)、夜間 (19時～8時) を示します。

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

5.2.3 廃棄物等

1) 切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削に係る廃棄物等

(1) 施設調査

① 調査項目

建設副産物の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量、及び環境保全措置の実施状況

② 調査方法

調査項目	建設副産物の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量
調査時期	建設副産物が発生する工事完了時(発注工事単位)(令和4年4月～令和5年3月)
調査場所	事業実施区域内
調査方法	工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置(工事間利用の促進、再資源化の実施)の実施状況
調査時期	建設副産物が発生する工事完了時(発注工事単位)(令和4年4月～令和5年3月)
調査場所	事業実施区域内
調査方法	工事関係資料の整理

③ 調査結果

a) 建設副産物の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量

建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量を表 5-11 に示します。なお、本工事において建設汚泥は発生しませんでした。

表 5-11 建設副産物の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量

種 別	発生量	再利用量	区域外搬出量
建設発生土	約 2.6 千 m ³	約 2.6 千 m ³	—
建設汚泥	—	—	—
コンクリート塊	約 0.0 千 t	—	約 0.0 千 t
アスファルト・コンクリート塊	約 2.5 千 t	—	約 2.5 千 t

b) 環境保全措置の実施状況

建設発生土は、一部について現場内利用を行いました。残りは事業区域内での再利用を目的としてストックヤードに搬出し、「建設発生土情報交換システム」※による工事間利用を図りました。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、全て再資源化のための中間処理施設へ搬出することにより、再資源化を行いました。

これにより、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊について、再生資源利用促進率は 100% を達成しました。

※「建設発生土情報交換システム」は、公共工事発注者において、建設発生土（泥土、建設汚泥を含む）が発生する、または建設発生土等（購入土を含む）を利用する建設工事を対象に、設計、積算、発注、施工から完了の事業の各段階において、建設発生土の工事間利用に関する情報を工事担当者に提供することにより、リサイクル推進を図ることを目的としたオンライン情報交換システムです。

(2) 事後調査結果の検討

施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

第6章 事後調査実施体制

6.1 事業者

国土交通省 近畿地方整備局 浪速国道事務所 大阪湾岸道路整備推進室

所在地：神戸市中央区小野浜町 7-30

電話番号：078-381-8141（代）

国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾事務所

所在地：神戸市中央区小野浜町 7-30

電話番号：078-331-6701（代）

阪神高速道路株式会社 建設事業本部 神戸建設部

所在地：神戸市中央区栄町通 1-2-10

電話番号：078-331-9820（代）

6.2 調査実施機関

環境要素	調査の別	調査委託先		
		名称	所在地	電話番号
騒音	環境調査	株式会社 長大 大阪支社	大阪府西区新町 2-20-6	06-6541-5793
	施設調査	同上	同上	同上
振動	環境調査	同上	同上	同上
	施設調査	同上	同上	同上
廃棄物等	施設調査	同上	同上	同上

第7章 その他

7.1 苦情等の処理状況

令和4年度には本事業に係る苦情は無かった。

7.2 使用文献

- ・環境影響評価書 神戸国際港都建設計画道路 1.3.6号大阪湾岸線西伸線（平成21年3月、兵庫県）
- ・神戸国際港都建設計画道路 1.3.6号大阪湾岸線西伸線 事後調査計画書（平成30年12月、国土交通省近畿地方整備局 阪神高速道路株式会社）
- ・神戸市環境影響評価等技術指針（平成25年4月、神戸市）
- ・神戸市環境影響評価等技術指針マニュアル（平成26年6月、神戸市）
- ・環境影響評価マニュアルー事後調査編ー（平成15年3月、神戸市）

